

長野県告示第3号

長野県飼料検定実施規程（昭和51年長野県告示第593号）の一部を次のように改正します。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

第2条中「第4条第1項後段」を「第27条第1項後段」に改める。

園芸畜産課

長野県告示第4号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成28年12月20日から平成29年3月18日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月5日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

1 道路の種類 県道

2 路線名 豊田中野線

3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 中野市大字豊津字坂上4081番の1地 先から 中野市大字豊津字坂上4076番の1地 先まで | 旧 | m 3.2~34.1 | km 0.0937 |
| 中野市大字豊津字東川端2552番の1 地先から 中野市大字豊津字坂上4076番の1地 先まで | 新 | 10.3~34.1 | 1.2253 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月5日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

1 路線名 飯田南木曾線

2 供用を開始する区間

飯田市上飯田1935番の1地先から

飯田市上飯田1932番地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月5日

道路管理課

選告示第1号

平成28年12月26日開催の長野県選挙管理委員会臨時会において、委員長に選任された者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成29年1月5日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

1 住所 須坂市墨坂五丁目23番1号

2 氏名 永井順裕

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むすび

3 代表者の氏名

井出好子

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡南牧村大字海ノ口1031番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県南佐久郡南牧村及び小海町に住所を有し、又は当該地方公共団体地籍を発着点として通勤、通学、通院及び福祉施設等に通所し、乃至は生鮮食料品店、衣料品店等の通常の社会生活を営むに際して必要不可欠な各種施設に通う住民を対象

として、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送に関する事業を行い、地域住民の交通手段を確保し、その外出の利便を図ることにより社会参加の促進、社会福祉の向上、及び個々のニーズに応じた社会生活の営みに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南信州バイコロジー協会
- 3 代表者の氏名
熊谷 秀男
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市龍江8558番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、バイコロジー運動を推進する事により自然環境や生活環境を守り、併せて地域住民の健康と体力づくりに貢献し、健全で明るく豊かな住人生活の実現に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ホープ
- 3 代表者の氏名
山岡 恵
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市山下町二丁目13-10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス佐久インター店
佐久市岩村田北1-13-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 3 记載した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ベイシア電器佐久インター店
(変更後) ダイレックス佐久インター店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 埼玉県本庄市東富田88-2
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----------|-------|--------------|
| (株)ベイシア電器 | 土屋 嘉雄 | 群馬県前橋市龜里町900 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----------|-------|-------------------|
| ダイレックス(株) | 貞方 宏司 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930 |

- 4 变更した年月日
平成25年11月5日ほか
- 5 届出年月日
平成28年12月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年1月5日から平成29年5月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス中之条店
上田市大字中之条字大長田390-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
中澤 光子
上田市大字中之条683
田中 順一
上田市大字中之条304
田中 幸子
上田市大字中之条608
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) マツヤ上田中之条店
(変更後) ダイレックス中之条店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|--------|-------|----------------|
| (株)マツヤ | 小山 栄造 | 長野市大字北尾張部710-1 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----------|-------|-------------------|
| ダイレックス(株) | 貞方 宏司 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930 |

- 4 変更した年月日
平成26年10月29日
- 5 届出年月日
平成26年11月21日及び平成28年12月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年1月5日から平成29年5月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー長野松岡店
長野市松岡2-2476ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
オリックス株式会社
東京都港区浜松町2-4-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-------|------|
| 梁瀬 行雄 | 井上 亮 |

- 4 変更した年月日
平成23年1月1日
- 5 届出年月日
平成28年12月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年1月5日から平成29年5月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ペイシアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ペイシア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|
| 土屋 嘉雄 | 橋本 浩英 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---------------|-------|-------------------|
| (株)ベイシア | 土屋 嘉雄 | 群馬県前橋市亀里町900 |
| (株)アイ・トピア | 田中 尚己 | 東京都町田市原町田4-20-1 |
| フジパンストアー(株) | 国広 哲彦 | 愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50 |
| (有)ゼロワンプラシニング | 市川 順三 | 須坂市大字幸高322-3 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------|-------|-------------------|
| (株)ベイシア | 橋本 浩英 | 群馬県前橋市亀里町900 |
| (株)アイ・トピア | 加藤 公一 | 東京都町田市原町田4-20-1 |
| フジパンストアー(株) | 廣村 昌弘 | 愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50 |

4 変更した年月日

平成21年10月1日ほか

5 届出年月日

平成28年12月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年1月5日から平成29年5月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス佐久インター店

佐久市岩村田北1-13-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,270平方メートル

(変更後) 3,270平方メートル

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| 1 | 10台 | 26台 |
| 2 | — | 14台 |
| 合計 | 10台 | 40台 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

| | 変更前 | 変更後 |
|----|----------|-----------|
| 1 | 97平方メートル | 90平方メートル |
| 2 | — | 60平方メートル |
| 合計 | 97平方メートル | 150平方メートル |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|-------|------|
| (株)ベイシア電器 | 午前10時 | 午後8時 |

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|------|-------|
| ダイレックス(株) | 午前9時 | 午後10時 |
| 未定 | 午前9時 | 午後10時 |

- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|-----------------|------------------|
| 午前9時から午後8時30分まで | 午前8時から午後10時30分まで |

- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| | 変更前 | 変更後 |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 午前7時30分から午後6時まで | 午前0時から午後12時まで |
| 2 | — | 午前0時から午後12時まで |

4 変更する年月日

(2) (3) 平成29年8月3日

(4)~(6) 平成29年3月1日

5 届出年月日

平成28年12月2日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年1月5日から平成29年5月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイシア
群馬県前橋市亀里町900

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------|
| 1 | 221台 | 235台 |
| 2 | 73台 | 12台 |
| 3 | 98台 | — |
| 合計 | 392台 | 247台 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| 入口 | 6 | 5 |
| 出口 | 6 | 5 |
| 合計 | 12 | 10 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成29年8月16日

5 届出年月日

平成28年12月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年1月5日から平成29年5月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

1 日時及び場所

日 時 平成29年2月15日（水）

午前10時00分から午後5時15分まで（受付9時30分から）

場 所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 受講手続
 (1) 提出書類
 　生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）
 (2) 提出先
 　住所地を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課
 (3) 受付期限
 　平成29年2月3日（金）
 (4) 手数料
 　受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。
- 4 講習修了証明書
 　講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他
 　受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 　塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 (1) 市街化区域
 　平成28年長野県告示第596号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字広丘野村の一部を加える
 (2) 市街化調整区域
 　塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 　長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所及び塩尻市役所

- 4 縦覧期間
 　自 平成29年1月5日
 　至 平成29年1月20日

都市・まちづくり課

公告

伊那市春富土地改良区の土地改良事業（春富土手下地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成29年1月5日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

- 1 土地改良事業の名称
 　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
 　平成24年9月7日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
 　伊那市春富土地改良区
- 4 事務所の所在地
 　伊那市富県6393番地1
- 5 工事着手年月日
 　平成24年11月19日
- 6 工事完了年月日
 　平成26年3月24日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年1月5日

長野県諏訪地方事務所長 浅井秋彦

- 1 許可番号
 　平成28年12月20日 長野県諏訪地方事務所指令28諏地建第75-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 　諏訪郡富士見町境字東原8818-1、字東平8816-1、8817-1、8821-1、8822-1、8827-2、8830、8833、8836-1、8837、8839
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 　長野市大字南長野北石堂町1177-3
 　長野県厚生農業協同組合連合会
 　代表理事理事長 社浦康三

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年1月5日

長野県長野地方事務所長 塩谷幸隆

1(1) 許可番号

平成28年8月3日 長野県指令28都第29-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字塩川字岩船326-11、大字須坂字中縄手1683-2、
1683-2先

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字坂田218-2

社会福祉法人わらべ福祉会 理事長 永井富壽子

2(1) 許可番号

平成28年10月19日 長野県指令28都第29-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字八重森字上沖665-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市伊勢宮3-14-11 2F

中山貴人、中山純子

3(1) 許可番号

平成28年10月11日 長野県長野地方事務所指令28長地建第17-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字虫送3500-7の内（第2工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町原1111

株式会社コヤマ 代表取締役社長 小山隆宏

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年1月5日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 落札に係る調達商品等の種類及び数量

県立学校等（飯山高等学校以下106施設）で使用する電気

予定契約電力 9,733kW 予定使用電力量 21,309,000kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教育政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成28年10月17日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 丸紅新電力株式会社

(2) 所在地 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

5 落札金額

420,597,282円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成28年9月5日

教育政策課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成28年3月11日付けで包括外部監査人岩渕道男氏から提出のあった平成27年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成29年1月5日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 西沢昭子
同 鈴木清

1 監査の対象となった事件名

森林税を中心とした森林整備事業に関する事務の執行について

2 措置の内容等

| 事項 | 区分 | 監査の結果等（要旨） | 措置等の内容 |
|----------------------|----|--|--|
| 補助金交付申請書に添付する写真情報 | 指摘 | 信州の森林づくり事業実施要領によると、補助金交付申請書類として作業完了の写真が必要とされる。作業が実際に施行されたかどうかを証明する書類のひとつである当該作業の写真について、施業前と施業後が同一箇所で撮影されていることの確認が困難で、事後的に施業状況の検証が不能なものが散見された。これらは、申請書類として適当ではない。事後であっても、間伐作業が実行されたことが明らかとなるよう、定点を決めて施業前後の状況を記録するなど、位置の特定や撮影ルールを策定すべきである。 | 平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、写真はGPS機能付きカメラで撮影する等により原則位置情報を持ったものとすること、また、施行前後の写真を同一箇所で撮影するなどの撮影方法を明確にした「施行写真撮影基準」を定めました。 |
| 本庁職員等による現地調査とその範囲の拡大 | 指摘 | 調査内規第5条第4項第11号には「内部けん制機能確保のために、所長が現地検査を実施した施業地について、検査業務に直接係わらない本庁職員等の内部けん制機能が働く者による無作為抽出確認に努める。」と規定されている。しかし、本庁職員等による現地調査等は実施されていない。県が想定していた本庁職員等によるけん制の枠組みが有効に運用されておらず機能していない状況にある。 内部統制機能を有効化させるためにも、本庁職員等による調査は実施すべきであり、また、調査対象も地方事務所による現地調査を行った施業地に限定せず、補助金申請された施業地について無作為抽出等で調査を実施するなどの取り組みも検討すべきである。 | 林務部コンプライアンス推進行動計画に基づき、各地方事務所で組織されているコンプライアンス推進委員会による現地調査を実施し、また、信州の森林づくり事業調査要領により、平成28年度から県庁職員による現地調査も別途実施することで、内部けん制機能の確保を図っています。 |
| 要領等の適時な改正 | 指摘 | 平成26年3月31日付で、「国の要領」が改正（平成26年度事業に適用）され、事業内容として新たに「保育間伐」（従来の切捨間伐に相当）が規定され、補助対象事業に変更が行われている。これを受けて、県としても、府内研修資料等において、新たに「保育間伐」の場合の取り扱いを説明する等の措置を講じ、実務上の取り扱いの明確化を図っているが、県の要領である「信州の森林づくり事業実施要領」自体の改正は行われなかった。 府内研修資料等において、新たな国の規定に基づく事業内容についても説明がされていることから、実質的には国の規定に沿った補助金支給事務が行われていたものと理解はできるが、本来は補助金の支給根拠となる要領についても適切に改正が行われるべきであった。 | 今後は国の要領の改正に合わせ県の要領も速やかに改正してまいります。 |
| 現地調査方法 | 指摘 | 調査内規第15条第1項によれば、「現地調査を行うすべての施業地においては、2箇所以上の側線長、方位角、高位角を実測し、測量成果と照合する」とこととされているが、木曽地方事務所における現況確認対象地については、調査野帳への調査の記録は1箇所のみとなっていた。 現地調査を行った箇所については、間伐作業及び申請業務、現地調査が概ね適切に実施されているとの印象は受けたものの、上述したとおり規程に従った運用が確認できない部分もみられた。 調査にかかるチェックリストを作成する等、規程に従った調査が確実に実施・記録されるよう工夫することが必要である。 | 平成28年5月9日付けで新たに制定した信州の森林づくり事業調査要領において、調査経路、検査を実施した測線や測点、調査プロット設置位置及び調査写真撮影位置を調査記録として施業図に残す規定を定めました。 また、確実な現地調査が実施されるよう4月に担当者向けの調査研修を実施しました。 |

| | | | |
|----------------|----|---|--|
| 施業完了届の入手状況 | 指摘 | <p>平成25年度における集約化事業について、27年10月末現在において施業が完了しているにもかかわらず完了届が提出されていない案件が散見された。</p> <p>「地域で進める里山集約化事業」は、その後に繋がる「みんなで支える里山整備事業」を実施するための条件整備を進める事業である。したがって、集約化が整った場合には速やか（翌年度末まで）に間伐等の里山整備事業を行うことが条件とされており、これを確認することが地方事務所に求められる役割であるが、その役割が十分に果たされていない。</p> <p>本来、施業実施期限から一定期間を経過しても事業実施主体から完了届が提出されない場合には、地方事務所から施業状況を確認するとともに完了届の提出を督促すべきだが、現状ではこれが徹底されていない。このため、事業施業完了届提出の網羅性が確保されず、集約化事業の交付対象となった団地の里山整備がルールどおりに翌年度内に実施されているかどうかを所管事務所として確認した痕跡が残っていない状況となっている。</p> <p>実際には、やむを得ない理由により完了期限の延長を許可した松本地方事務所の案件と不正事例が発覚した北安曇地方事務所の特殊案件を除き、期限内に施業は実施されていたが、現在の管理状況では、交付要綱違反（集約化事業を実施したものの要綱に規定される期限内に里山整備が施業されない事例）が発生している可能性がある外形を呈しており、要綱に従った運用が必要である。</p> | 平成28年5月9日付けで地域で進める里山集約化事業実施要領の改正を行い、森林整備の完了を確認する「森林整備管理表」を作成し、地方事務所が確実に確認するようにしました。 |
| 集約化状況の確認 | 指摘 | <p>「みんなで支える里山整備事業」の交付金申請において、同事業の森林整備対象地域の地主から森林整備に係る同意書及び里山整備に係る協定書を入手することが定められているが、平成26年度実施事業の中に、同意書に地番の掲載漏れがあったことから森林整備地域の一部について同意文書のないまま整備が完了したものが含まれていた。</p> <p>森林整備に係る地主の同意確認は、作業を実施するに当たっての重要要件と位置付けられている。森林整備計画地域の地主による整備の同意を完全な形で確認するよう、事業実施主体に指導するとともに、県による交付金交付審査において漏れのないよう十分な確認を行えるよう態勢を見直すべきである。</p> | 平成28年5月9日付けで地域で進める里山集約化事業実施要領の改正を行い、同意書類の記載漏れ等がないようチェックする「事業執行チェック表」を作成し、地方事務所が十分な確認を行えるようにしました。 |
| 調査内容の画一化 | 意見 | <p>地方事務所林務課は、補助金申請された施業地について「信州の森林づくり事業調査内規」（以下「調査内規」という。）に基づき、書類調査と現地調査を実施している。しかし、当該調査結果の状況を記載する調査調書への記載内容が属人的なものとなっている。そのため、調査方法も属人的なものとなり調査品質の統一が図られていない可能性がある。調査品質の画一化のためにも、チェックリストの作成や最低限記録すべきポイントを明確化する必要がある。</p> | 平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業調査要領を制定するとともに、調査方法の画一化を図るために、改正後の調査方法を想定して4月に現地担当者向けの研修会を開催しました。 |
| 補助金交付申請前の調査の実施 | 意見 | <p>下伊那地方事務所において、第1回の申請中多数の事案について、前年度3月に既に調査が完了していた。</p> <p>補助金交付申請者から書面により申請があるときは、補助金交付申請書若しくは実績報告書の受理前であっても現地調査を行うことは調査内規により許容されているが、申請書面への申請理由の記載が求められていないため、何故申請書等の提出前調査が上記のように多く行われているのか明確ではない。基本的には補助金申請後の調査が原則とされるところ、補助金申請前に調査が必要となるものについては、その理由を事前調査申請の書面上明示することを検討すべきである。</p> <p>また、現状の内規では書類調査の交付金申請前の調査は規定されていないが、書類調査の申請前調査も事業実施上必要であれば内規を改定すべきである。</p> | 調査内規に代わり、平成28年5月9日付けで新たに制定した信州の森林づくり事業調査要領において、現地を事前に調査する条件を明記するとともに、事前に調査を依頼する理由の記載欄を設けた事前調査依頼書の様式を定めました。 また、申請前の書類調査については必要性を検討してまいります。 |

| | | |
|------------------|----|---|
| 補助金不正対応策と補助事業の推進 | 意見 | <p>みんなで支える里山整備事業は、第6回申請が非常に多くなっている。これは、実施事業体が採算性の高い業務を早い時期に行い、閑散となる時期に採算性の乏しいこの事業を実施する傾向にある実態もある。こういった状況下、コンプライアンス推進行動計画(以下「行動計画」という。)では、積雪期で現地調査が困難な場合があるなどの理由により、第6回の申請を原則廃止して、年度末申請の集中化を解消し、交付事務を平準化することが示されている。これは、この補助金申請が実績申請であることから事業主体に資金調達の負担が増していること、当事業が多く実施されている時期など、事業実施主体側の状況への配慮が余り感じられない対応のように考える。不正防止は重要であるが、事業を実施することの必要性、事業の実施を担う事業者の状況を十分考慮することも重要と考える。</p> <p>また、行動計画では、取り組むべきものとして示されている改善策は多岐にわたる。改善策の実施状況を振り返るとともに、不祥事発生の根本原因を継続的に分析することは重要と考える。一度策定したルールに盲従するばかりでは、場合によっては事務業務が不効率に陥り、新たな不正防止に対する効果が低減するおそれもある。行動計画では多くの対応策を県民に示し実施を約束しているが、推進すべき事業の効果を損なうことなく、現状の職員定数の中で効果的な改善策となるよう検討を継続し、必要があれば行動計画の適時、適切な見直しを行っていくことが望まれる。</p> |
| 地主所在不明地の集約化 | 意見 | <p>所在不明地主の森林整備について同意を得ることが困難であることから、「地域で進める里山集約化事業」において、その地域の森林組合がこれら地主を統括する形で同意書、協定書を事業主体等に提出し事業を進めている。眞の地主の同意なしに森林整備事業を行い、その事業に対し補助金を交付する手続きは規定されていない。</p> <p>所在不明地主が多いと見込まれる里山の整備を促進するには、これら地主の所有する森林に対する取り扱いが課題である。里山整備を促進するため、所在不明地主の所有森林についての対応策を検討、整備するとともに、必要があれば国に法改正を含め里山整備のための要望を行うことが望まれる。</p> |
| 集約化同意書への署名 | 意見 | <p>森林整備同意書及び協定書への地主の意思表示は、特段規定されていない。事務業務の運用上「署名」「押印」とされているが、一部事業の同意書については記名押印となっているものが含まれている。署名・押印とすべきか、記名・押印でも良いのかその根拠が明確ではない。</p> <p>地主の意識を高揚するためには、署名、押印等の方法を文書で明確にすることが望まれる。</p> |

監査委員事務局

正 誤

平成28年12月26日付け公告「大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の縦覧」中

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| ページ | 行(箇所) | 誤 | 正 |
| 3 | 下から10 | 松本市 | 軽井沢町 |

| |
|----------------------------|
| 産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室 |
|----------------------------|